

1



障害者歯科診療

口腔保健センター歯科診療所

長崎県歯科医師会館3階

対象

通院可能な身体、知的、精神障害者や有病者の治療を行います。

診療日 火・水・土曜日
診療時間 9時30分～17時



診療風景

アイソレーションルーム
(鎮静法対応可能)



2



巡回歯科診療

歯科診療車

対象

県下（離島を含む）の障害者を年次計画で専用の歯科診療車で巡回し診療をいたします。

診療日 金曜日
診療時間 10時～16時



診療車

診療風景



3



休日救急歯科診療

口腔保健センター歯科診療所

長崎県歯科医師会館3階

対象

一般県民に対する休日救急歯科診療をいたします。

診療日 日曜日、祝祭日
年末年始（元旦を除く12/30～1/3）
診療時間 12時～17時

いつでも、どこでも、誰でも
最良の歯科保健医療を



4



摂食指導

障害者歯科診療 巡回診療

長崎県歯科医師会館3階

巡回診療車

対象

食べることや飲み込むことがうまくできない発達障害(児)者、高齢者に対し、摂食指導や訓練を行います。



摂食コップ



摂食指導風景

5



障害者歯科協力医制度

長崎県下全域の障害(児)者に対して、より効果的な保健医療救急体制の充実のため、地域社会の障害者歯科医療を積極的に推進することを目的として、県内各地に協力医を配置しております。

●●● 協力医の役割 ●●●

- ① 障害者の歯科相談および健診
- ② 障害者の歯科診療
- ③ 口腔保健センターへの紹介
- ④ 基幹病院や長崎大学病院との連携

長崎県 口腔保健センター

長崎県歯科医師会では、長崎県の委託を受け、県民の口腔衛生の維持向上をはかるため、障害(児)者の歯科診療および休日救急歯科診療を実施しております。



長崎県口腔保健センター歯科診療所

TEL : 095-848-5970

Fax : 095-848-5980

Mail: sender@nda.or.jp

一般社団法人 長崎県歯科医師会

<http://www.nda.jp>